

父子家庭にも遺族基礎年金 制度改正、男女差なくなり公平に

遺族年金の対象者		3月まで	4月から
父子家庭	夫の扶養家族でない妻が亡くなった	×	○
母子家庭	夫の扶養家族である妻が亡くなった	×	○
父子家庭	妻の扶養家族でない夫が亡くなった	○	○
母子家庭	妻の扶養家族である夫が亡くなった	○	○

一家の大黒柱に、もしものことが起きて亡くなった場合、残された遺族には「遺族年金」が支給されるのはご存知ですか。生命保険の死亡保険金額を決める時に「わが家の遺族年金はどうなるのか」について知っておくことは大変重要です。この大切な遺族年金が、4月から改正されます。もしかすると、生命保険の見直しができるかもしれませんのでご紹介しましょう。

ここでは一般的な会社員の場合で説明します。遺族年金には、国民共通の「遺族基礎年金」と会社員向けの「遺族厚生年金」などがあります。今回改正されるのは、国民年金から支給される遺族基礎年金です。

会社員の夫が亡くなった場合に支給される遺族基礎年金の対象者は、生計を維持されていた「子のある妻」または「子」です。生計を維持されていたとありますが、逆に生計を維持されていない状態とは、妻の年収が850万円以上を指します。つまり、生計が維持されているとは、年収が850万円未満ということです。次に子とは、18歳の年度末までの子（高校卒業するまでの子）を指し、子がいなければ遺族基礎年金は支給されません。また、子が高校を卒業しているなら、遺族基礎年金では子に該当しないので支給されません。

では、妻が亡くなった場合、遺族基礎年金はどうなるのでしょうか。遺族基礎年金の対象者に「子のある妻」はありませんから、夫には支給されません。

18歳の年度末の子がいれば支給されるのですが、男親と生計を共にしている間は、遺族年金は支給停止になるので、支給されません。つまり、遺族基礎年金は母子家庭には支給されても、父子家庭には支給されないという男女差があったのです。

東北で震災が起きて、父子家庭になった方も大勢いらしたでしょう。でも父子家庭に遺族基礎年金は支給されませんでした。今回4月からの改正で、4月以降に亡くなった場合なので、さかのぼれませんが、遺族基礎年金の対象者が改正され、「子のある妻」から「子のある配偶者」に変わり、父子家庭にも遺族基礎年金が支給されることとなります。共働きの妻が亡くなっても、また会社員の夫に扶養されている専業主婦の妻（年金では妻が第3号被保険者）が亡くなっても、父子家庭に支給されることとなるわけです。平成25年10月時点の支給額は、父と子1人の場合で年額100万2500円、子が18歳まで支給です。

父子家庭には遺族基礎年金がないから、妻も死亡保険に加入したというご家庭は、加入している生命保険の保障額を確認してみましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

要予約